

26, 9, 17

事 務 連 絡
令和8年9月11日

一般社団法人 岡山県臨床検査技師会長 殿

岡 山 県 保 健 医 療 部
疾病感染症対策課感染症対策班

「令和8年度岡山県結核予防週間実施要領」、「令和8年度岡山県呼吸器感染症予防週間実施要領」、「令和8年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領」、結核予防週間、呼吸器感染症予防週間及び非結核性抗酸菌症啓発週間リーフレット等の送付について

このたびは、「令和8年度岡山県結核予防週間」、「令和8年度岡山県呼吸器感染症予防週間」及び「令和8年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間」の後援名義にご承諾いただき、厚く御礼申し上げます。

「令和8年度岡山県結核予防週間実施要領」、「令和8年度呼吸器感染症予防週間実施要領」、「令和8年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領」及びリーフレット等について送付いたしますので御査収いただきますようお願いいたします。

記

<送付物>

- | | |
|----------------------------------|----|
| ・「令和8年度岡山県結核予防週間実施要領（確定版）」 | 1部 |
| ・「令和8年度岡山県呼吸器感染症予防週間実施要領（確定版）」 | 1部 |
| ・「令和8年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領（確定版）」 | 1部 |
| ・「リーフレット（厚生労働省）」 | 2部 |
| ・「パンフレット（結核の常識）」 | 2部 |

【担当者】

岡山県保健医療部疾病感染症対策課
感染症対策班 秋井・斎藤
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：086-226-7331
FAX：086-226-7958

令和8年度岡山県結核予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第72号)においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。岡山県においては、年間140人近くの新規登録結核患者が発生しており、関係機関との十分な協力の下で対策を推進する必要がある。

県民及び保健医療関係者の努力により、県内において結核患者が減少傾向にあるが、依然として重要な感染症の脅威の一つである。今後とも、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識と理解を深めていただくことが重要である。また、今般の新型コロナウイルス感染症にみられるように、呼吸器感染症の脅威は我が国のみならず全世界に及ぶ重大な課題であり、結核をはじめ呼吸器感染症についての適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が高まっているものと考えられる。このことから、令和8年度においても「結核予防週間」を設け、広く県民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
(公社)岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、(公財)岡山県健康づくり財団

3 後 援

(一社)岡山県病院協会、(公社)岡山県看護協会、(公社)岡山県診療放射線技師会、
(一社)岡山県臨床検査技師会、(一社)岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、(一財)岡山県社会保険協会、
(公財)岡山県生活衛生営業指導センター、(公財)岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和8年9月24日(木)～9月30日(水)

5 重点目標

- (1) 県民の結核をはじめとする、呼吸器疾患などの感染症(以下「結核等」という。)に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。
- (2) 集団感染防止対策として、学校、事業所、医療機関、福祉施設等の関係者に対する結核等の正しい知識の普及等に努める。
- (3) 同じ期間に実施する「呼吸器感染症予防週間」及び「非結核性抗酸菌症啓発週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図る。

6 結核予防週間中の標語

『令和の日本にも、結核はあります』

7 実施行事等

(1) 啓発資材の配付

(公財) 結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、検診、予防接種及び有症状時の医療機関受診の重要性の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への結核等の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し結核等の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対して結核予防週間の周知や結核等の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) 結核予防週間のポスター

(2) 結核等予防のためのパンフレット 等

令和8年度岡山県呼吸器感染症予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

今般の呼吸器感染症は、日本のみならず全世界に及ぶ重大な課題である。呼吸器感染症全般についての適切な情報の公表や正しい知識の普及等を行い、社会全体で共通の課題に取り組む必要がある。そのため、これまで結核予防週間事業で培ってきた成果を生かすために、令和6年度から結核予防週間と同時期に「呼吸器感染症予防週間」を設定し、呼吸器疾患などの感染症について積極的な普及啓発活動を行い、呼吸器感染症全般に対する国内のみならず国際的な予防対策の一層の推進を図ることとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
（公社）岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、（公財）岡山県健康づくり財団

3 後 援

（一社）岡山県病院協会、（公社）岡山県看護協会、（公社）岡山県診療放射線技師会、
（一社）岡山県臨床検査技師会、（一社）岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、（一財）岡山県社会保険協会、
（公財）岡山県生活衛生営業指導センター、（公財）岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和8年9月24日（木）～9月30日（水）

5 重点目標

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症や細菌性肺炎などの呼吸器感染症（以下、「呼吸器感染症」という。）に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ時期に実施する「結核予防週間」及び「非結核性抗酸菌症啓発週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図る。

6 呼吸器感染症予防週間中の標語

『正しく知ろう、呼吸器感染症のコト』

7 実施行事等

（1）啓発資材の配付

（公財）結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、呼吸器感染症予防週間の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への呼吸器感染症の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対し呼吸器感染症予防週間の周知や呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) 呼吸器感染症予防週間のポスター

(2) 呼吸器感染症予防のためのパンフレット 等

令和8年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

2014年の厚生労働科学研究において、肺非結核性抗酸菌症の罹患率が、結核の罹患率を上回り、増加傾向にあることが明らかになり、公衆衛生上の課題となっている。非結核性抗酸菌症では、治療介入の必要性の判断や、治療薬の副作用マネジメント等に高度な専門性を要するため、感染症や呼吸器専門医等の、非結核性抗酸菌症診療の知見を有する専門家による介入が不可欠であり、医療従事者への正しい知識の普及を進める必要がある。また、広く県民に対する非結核性抗酸菌症の知識の普及は、早期診断、治療に繋がり、患者の予後改善の観点で重要である。このことから、令和8年度より「非結核性抗酸菌症啓発週間」を設け、県民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
（公社）岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、（公財）岡山県健康づくり財団

3 後 援

（一社）岡山県病院協会、（公社）岡山県看護協会、（公社）岡山県診療放射線技師会、
（一社）岡山県臨床検査技師会、（一社）岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、（一財）岡山県社会保険協会、
（公財）岡山県生活衛生営業指導センター、（公財）岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和8年9月24日（木）～9月30日（水）

5 重点目標

県民の非結核性抗酸菌症に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ期間に実施する「呼吸器感染症予防週間」「結核予防週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図ることとする。

6 非結核性抗酸菌症啓発週間中の標語

『長引く咳に、NTM症という視点を』

7 実施行事等

（1）啓発資材の配付

（一社）日本結核・非結核性抗酸菌症学会が作成するポスター・リーフレット等を関係

機関に配布し、非結核性抗酸菌症予防週間の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への非結核性抗酸菌症の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し非結核性抗酸菌症の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対し非結核性抗酸菌症予防週間の周知や呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) 非結核性抗酸菌症予防週間のポスター

(2) 非結核性抗酸菌症予防のためのパンフレット 等

1年間で
(2025年)

新規登録者数

9,899人

死亡者数(概数)

1,474人

新登録結核患者は高齢者に多く、およそ6割が60歳以上となっています。



結核

あります

は

令和の日本にも

早期受診、

早期診断

で正しい治療を!

せき・たんが2週間以上続いたり、微熱や体のだるさが続く場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

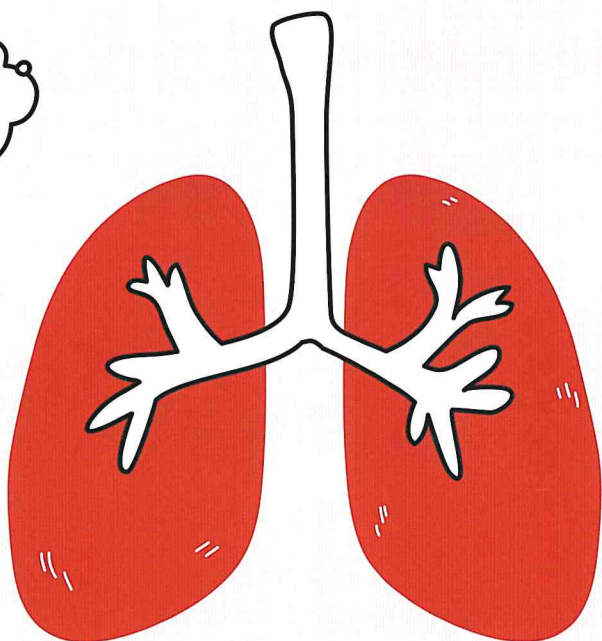


多種にわたる疾患があり

基本的な感染対策

が有効

呼吸器感染症には、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、細菌性肺炎などがあり、手洗い、換気、咳エチケットなどの基本的な感染対策・予防が有効です。



呼吸器 感染症

のコト

正しく知ろう

さまざまな
症状がみられる

非結核性

抗酸菌症

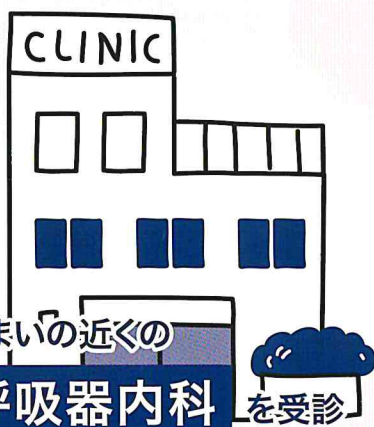
非結核性抗酸菌症では、長引くせきやたん、発熱、倦怠感、体重減少などのさまざまな症状がみられますが、結核とは異なり、通常は人から人へ感染しません。



という視点を

NTM症

長引く咳に



診断や治療に時間がかかることがあるため、症状が続く場合は早めに受診しましょう。

※NTM(nontuberculous mycobacteria): 非結核性抗酸菌



Q1 結核はどうやってうつるの？

結核が進行すると、咳やくしゃみなどによって、空気中に結核菌を含んだ飛沫が飛び散るようになります。その結核菌を吸い込むことにより周りの人に感染が広がります(空気感染)。

結核の症状(咳、たん、微熱、体のだるさなど)には特徴的なものがなく、初期には目立たないことが多いため、特に高齢者では気づかぬうちに進行してしまうことがあります。咳やたんが2週間以上続いたり、微熱や体のだるさが続いたりする場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

Q2 普段から気を付けることは？

定期的に、胸部エックス線検査を含む健康診断を受けることが重要です。結核を発症しても、早期に発見できれば重症化を防げるだけでなく、家族や友人等への感染拡大を防ぐことができます。

Q3 結核は治療すれば治るの？

結核は通常、薬(複数の抗結核薬等)を医師の指示どおりに飲むことで治療できます。標準的な治療期間は6か月～9か月です。治療途中で薬を飲むのをやめてしまったり、指示どおりに薬を飲まなかったりすると、結核菌が薬に対して抵抗力(耐性)を持ってしまい、薬の効かない結核菌(耐性菌)になってしまう可能性があります。医師の指示を守って、定められた期間きちんと薬を飲み続けることが最も重要です。

Q4 呼吸器感染症にはどんなものがあるの？

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ、RSウイルス感染症、細菌性肺炎などがあります。呼吸器感染症の多くは、感染した人が咳やくしゃみをするなどで飛んだ病原体を含む飛沫を吸い込むことで感染します。

Q5 呼吸器感染症はどうやって予防すればいいの？

呼吸器感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。また、感染を上げないために、咳やくしゃみをするときにはマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖などで鼻と口を覆いましょう。

また、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ、肺炎球菌感染症のワクチンについては、症状が重くなりやすい高齢の方や一定の基礎疾患(持病)のある方を対象に定期接種を実施しています。定期接種の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

Q6 NTM症(非結核性抗酸菌症)はどんな病気なの？

NTM症は土や水、浴室などの環境に自然に存在する菌が肺などの臓器に入り、ゆっくり炎症を起こす病気です。結核とは異なり、一般的には人から人へうつることはありません。咳や痰が長く続く、息苦しさがあるなどの呼吸器症状、微熱や体重減少などの全身症状がみられることがあります。

Q7 NTM症はどうして早期診断が大切なの？

NTM症はゆっくり進行する一方、感染が長期にわたり続いた場合、肺の傷みが進むことがあります。早期に診断できれば、病状を把握し、必要に応じて治療や経過観察を始めることができます。咳・痰が長引く、息苦しさが続くなどの症状がある場合は、早めに呼吸器内科(など)がある医療機関で相談することが重要です。

